

平成18年度第2回沖縄県公共工事入札等適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 18 年 10 月 19 日 沖縄県企業局第一会議室	
出席委員氏名	宮城 嗣宏 宮里 節子 野崎 四郎 有住 康則 幸地 啓子	
審議対象期間	平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 7 月 31 日	
再苦情処理件数	件 数 0件	(備考)) 平成18年度第3回会議は、 平成19年2月1日(木) 午後2時00分より開催予定。 抽出担当委員は野崎四郎委員 とする。
入札審議件数	総件数 254件	
一般競争入札	2件	
共同企業体型指名競争入札	3件	
指名競争入札	237件	
随意契約	12件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	な し	な し

平成18年度第2回 抽出事案一覧

一般競争入札

- | | | |
|------------------------|--------|---------|
| 1 許田～久志導水管災害復旧工事(第1工区) | 土木一式工事 | 企業局 建設課 |
|------------------------|--------|---------|

共同企業体指名称競争入札

- | | | |
|-----------------------|--------|-------------|
| 1 久米島一周線2号橋上部工工事(その1) | 土木一式工事 | 土木建築部 道路街路課 |
|-----------------------|--------|-------------|

指名競争入札

- | | | |
|----------------------------|--------|----------------|
| 1 具志堅地区ほ場整備工事(1工区) | 土木一式工事 | 農林水産部 農地水利課 |
| 2 渡久地地区急傾斜地崩壊対策工事 | 土木一式工事 | 土木建築部 北部土木事務所 |
| 3 県道131号線道路改良工事(1工区) | 土木一式工事 | 土木建築部 南部土木事務所 |
| 4 山地地区ほ場整備工事(1工区) | 土木一式工事 | 宮古支庁 農林水産整備課 |
| 5 豊波地区1号貯水池工事 | 土木一式工事 | 八重山支庁 農林水産整備課 |
| 6 沖縄県立八重山病院ICU整備工事 | 建築一式工事 | 病院事業局 八重山病院総務課 |
| 7 沖縄県立博物館新館・美術館新築工事(外構2工区) | 建築一式工事 | 教育庁 文化施設建築室 |

随意契約

- | | | |
|-----------------|--------|---------------|
| 1 北上原地すべり応急対策工事 | 土木一式工事 | 土木建築部 中部土木事務所 |
|-----------------|--------|---------------|

意見・質問	回答
<p>Q1 一般競争入札 許田～久志導水管災害復旧工事（第1工区）の入札参加資格要件として土木工事業「特A」業者のほとんどが参加できる総合評定値の設定をしたとありますが、入札参加者数は10組のJVです。少ないのはなぜですか。</p>	<p>A1 その他の入札参加資格要件として、過去10年間に山岳トンネル工事を元請け（ただし、共同企業体の場合には代表構成員であるもの。）としての施工実績があるものとする条件があります。</p> <p>トンネル工事の実績のある業者は、県外の大手企業に多く県内では5社程度ですので、一般に公募した結果10組しか応募がなかったということです。</p>
<p>Q2 同事案に直接関係はありませんが、11億円程度という非常に大きな工事です。財源状況と補助率を教えてください。</p>	<p>A2 財源内訳は、厚生労働省の災害補助として75%、企業局の起債等の25%となっております。</p>
<p>Q3 この工事の金額は、予算を計上するとき、どの程度か想定しているのですか。</p>	<p>A3 災害復旧工事の場合、補助金は精算ですので、企業局が立替払いをしまして、年度末に厚生労働省に請求することになっております。</p>
<p>Q4 渡久地地区急傾斜地崩壊対策工事の入札結果報告書等の詳しい説明をお願いします。</p>	<p>A4 当初は、指名競争入札方式により15社を指名しました。入札前に4社が入札辞退届を提出しましたので11社が最初の入札に参加しております。1回目は落札者ありませんでしたので、再度入札を執行することになったのですが、再度入札に応札したのは3社で、残りの8社は入札辞退しました。</p> <p>再度入札の結果、応札した3社すべてが予定価格超過のため落札者がなく、最低の価格で応札した1社から見積書を徴取し随意契約を締結しました。</p>
<p>Q5 このように入札辞退者が多すぎるとするのは、どのようなことが考えられますか。</p>	<p>A5 指名を受けた者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札辞退することができる。「沖縄県土木建築部競争契約入札心得」に規定しております。</p> <p>辞退する場合には、都合により入札を辞退しますというような入札辞退届の様式になっており、個別具体的な事由を書くことは義務付けられておりません。</p> <p>したがって、なぜそれだけの辞退者が出たかという具体的な理由については把握しておりません。</p>

意見・質問	回答
<p>Q6 この随意契約の見積書の徴取の方法として、再度入札で最低価格で応札した1社だけに予定価格の金額にしてくれというふうに頼んで契約をしたのですか。</p> <p>2番目に低く応札した業者とは、4万円程度の違いです。なぜ2社から見積書を徴取しなかったのですか。</p>	<p>A6 県の「財務会計問答集」のなかに、再度入札に付しても落札がないときは、最低価格入札者から見積書を徴取して随意契約をするという取扱いがありますので、今回はその最低価格入札者の1社から徴取しました。</p> <p>この場合、再度、見積書を提出をお願いしますということであり、最低制限価格は幾らですとか、具体的な数値についてはこちらから提示はいたしていません。</p>
<p>Q7 山地地区ほ場整備工事（1工区）では、入札参加した18社のうち15社が最低制限価格未満で応札したということは、そもそもそういう金額で受注できるということではないでしょうか。県の予定価格の設定が高いのではないかと逆に思います。県の予定価格設定に問題がなかったのですか。予定価格を見直すことはしないのですか。</p>	<p>A7 予定価格を設定する場合は設計書を作成します。設計書は、定められた積算基準及び単価に基づいて適正に積算されております。その結果でもって、このとおりの最低制限価格から下回った業者がたくさん出たということは、競争を行った結果だろうと思われま。</p>
<p>Q8 大抵はすべての入札で競争しますよね。施工できる価格で応札する。まさか全くできないのに当てずっぽうで入札するということはないだろうと思います。</p> <p>だから、業者としても自分たちはこれだけの金額で請け負えるという金額を多分示しているでしょう。多くの企業が最低制限価格未満でもできるというふうに入札したことは、少なくともその平均的な価格でできるのではないかと思います。その場合にも最低制限価格を変えないというのはなぜかと思うのです。</p>	<p>A8 最低制限価格制度とは別に低入札価格調査制度がありますが、今の段階では、県では最低制限価格を設定する工事を指定しており、仕組みとしてやむを得ないということでご理解願いたいと思います。</p> <p>財務規則では予定価格の65～85%の範囲内で最低制限価格を定めることができると規定されております。工事の状況、工事内容の難しさ、易しさ等いろいろ総合的に判断して最低この金額であれば適正な施工ができるだろうという考えのもとに最低制限価格を設定しているということです。</p>
<p>Q9 でも多数の業者がこのような</p>	<p>A9 この件については、そういうご意見があるというこ</p>

意見・質問	回答
<p>価格でできるとうことになっている場合にも、全然その考えを変えないといのも変ではないか。もう少し柔軟に対応して最低制限価格を下げることはできるのではないですか。</p> <p>規則があるからそれは遵守すべきですが、再考の余地があるのでないかと思ひます。</p>	<p>とを踏まえて、検討していきたいと思ひます。</p>
<p>Q10 沖縄県立八重山病院ICU整備工事では、1回目の入札で全ての業者が予定価格超過し、再度入札で高い額で落札されているように思ひます。県に何か考えはありますか。</p>	<p>A10 入札の結果として高い落札率になっているわけです。設計金額の96.8%程度で予定価格を設定し、設計金額は事前公表しておりますので、それに合わせて落札したとすると請負比率は96.3%、落札率は99.5%となり予定価格と比較すると非常に高くなっていると思ひます。</p> <p>しかし、設計金額を事前公表するとやはり設計金額に合わせて応札する可能性があります。事前公表のデメリットのようなものがあらわれてきたのではないかと思ひます。</p>
<p>Q11 沖縄県立博物館新館・美術館新築工事（外構2工区）では、指名業者選定の考え方に手持ち工事のある業者は指名しなかったとあります。手持ち工事とは、発注元である教育委員会の手持ち工事のことでしょうか。発注主体ごとの手持ち工事ということであれば、他部局の手持ち工事と重なっているのではないのでしょうか。大きな工事を受注する業者が広い意味で見ると重なっている。他の業者のチャンスがそれだけなくなると思ひます。どのように考えていますか。</p>	<p>A11 手持ち工事のある業者とは、教育委員会内の工事の手持ちがあることを指しております。つまり、教育委員会の手持ち工事が無いことを指名の条件にしております。</p>
<p>Q12 なぜその要件を設定するのですか。</p>	<p>A12 工事を発注する場合、できるだけ受注機会を均等にすることで同じ業者に仕事が偏らないように配慮しております。</p>

意見・質問	回答
<p>Q13 随意契約の北上原地すべり応急対策工事を随意契約方式により契約締結したことは十分に理解できます。業者選定の理由として、中部土木事務所管内における災害発生時の協力会社であり緊急の対応が可能である業者であり、かつ今回災害が発生した中城村に本店所在地のある地元の実情に精通している業者であるとありますが、災害発生時の協力会社は中部土木事務所管内には何社あって、中城村に本店がある会社は何社あるのか教えて下さい。</p>	<p>現在、県のシステムは、他部局の工事を全部把握するようなシステムとはなっておりません。今後はきめ細かな受注機会の均衡を図るために、全部局を網羅するシステム構築の必要があると考えております。</p> <p>A13 中部土木事務所では、中部土木事務所管内を5ブロックに分け、それぞれのブロックごとに1社ずつ協力会社があります。つまり、協力会社は5社です。そして中城村に本店がある会社は1社です。</p>